

廃食油の回収及び再資源化協定書 案

篠栗町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、町域内から廃棄される食用油（以下「町域廃食油」という。）の適正な回収及び再資源化を目的として、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、町域廃食油の回収、集積、運搬並びにバイオディーゼル燃料（以下「BDF」という。）の生成、活用までの一連のリサイクル体制を整備することにより、二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、地域住民の環境意識向上と資源循環に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における町域廃食油とは次のものを指す。

- (1) 食用で使用された植物性油（てんぷら油、ごま油、オリーブオイル等）。
 - (2) 食用で使用されたもののなかで一部の動物性油（バター、ラード等）。
- 2 第1項に規定した油種以外に廃棄される食用油の処理に関しては、甲乙が協議の上、決定する。
- 3 本協定における収集、集積及び回収とは次のものを指す。
- (1) 収集 甲が、町域居住者及び町域事業者（以下「町内者等」という。）から廃食油を集めること。
 - (2) 集積 収集した廃食油を甲が、甲が所有する場所に集めること。
 - (3) 回収 町域廃食油を乙が、集めること。

（連携協力事項）

第3条 甲及び乙は、目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「協力事項」という。）について連携し、協力して事業（以下「本事業」という。）を実施するものとする。

- (1) 町域廃食油のリサイクルに関する情報提供及び啓発活動に関すること。
 - (2) 公共施設における町域廃食油の収集、集積拠点の設置及び整備に関すること。
 - (3) 民間施設における町域廃食油の収集及び回収に対する調整及び実施に関すること。
 - (4) 町域廃食油の回収量や回収状況の把握と報告の取りまとめに関すること。
 - (5) その他必要と認められる事項。
- 2 乙は、協力事項の全部または一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。

（遵守事項）

第4条 甲は、次の事項について、本協定の趣旨に基づき適切に実施する。

- (1) 町内者等に対して町域廃食油の収集方法の指導及び広報活動に関すること。
- (2) 本事業に対する町内者等への対応に関すること。
- (3) 収集した町域廃食油の管理に関すること。
- (4) 本事業に基づく乙の回収時期の報告に関すること。

- 2 乙は、次の事項について、本協定の趣旨に基づき適切に実施する。
 - (1) 町域事業者との個別の契約に基づく町域廃食油の回収に関すること。
 - (2) 回収した町域廃食油の処理及びBDF生成に関すること。
 - (3) 甲からの回収依頼に関すること。
 - (4) 町内者等の意思に配慮した回収方法の選択に関すること。
- 3 甲及び乙は、本事業を次の事項に基づいて、適切に実施する。
 - (1) 法令及び町条例等
 - (2) 社会通念上相当と認められる範囲

(運営)

第5条 本事業における収集運営は次のとおりとする。

- (1) 収集方法は、町内者等が自ら収集拠点に持ち込むこととし、回収までの管理、保全及び責任は、収集拠点の管理者によって行われる。
 - (2) 収集によって得た町域廃食油は、その収集拠点の管理者に帰属される。
 - (3) 収集拠点を変更する場合、甲は速やかに乙に報告する。
- 2 本事業における集積運営は次のとおりとする。
 - (1) 集積方法は、収集拠点の管理者又は甲が別紙に示す集積拠点に持ち込むこととし、回収までの町域廃食油の管理、保全及び責任は、甲によって行われる。ただし、収集拠点の管理者が乙と個別で契約を結ぶ場合は、この限りではない。
 - (2) 甲が主催する行事等により発生する町域廃食油に関しても、集積として、甲が集積拠点に持ち込むことができる。
 - (3) 集積によって得た町域廃食油は、甲に帰属される。ただし、収集拠点の管理者が乙と個別で契約を結ぶ場合は、この限りではない。
 - (4) 集積拠点を変更する場合、甲は速やかに乙に報告する。
 - 3 本事業における回収運営は次のとおりとする。
 - (1) 回収運営の管理及び責任は乙によって行われる。
 - (2) 収集拠点における回収のタイミングは、乙と収集拠点の管理者が協議の上、決定する。
 - (3) 集積拠点における回収のタイミングは、甲乙が協議の上、決定する。
 - (4) 乙は、収集拠点及び集積拠点において回収時に事故等が発生した場合は、速やかに拠点の管理者に報告する。

(費用負担)

第6条 本事業に係る費用は、原則として乙が負担する。ただし、甲乙が協議の上、別途定めた場合はこの限りでない。

- 2 乙は、前条第2項第3号により甲に帰属された町域廃食油の回収量に応じて、1kgあたり〇〇円で甲に支払う。
- 3 支払い方法や支払う時期に関しては、甲乙が協議の上、決定する。

(個人情報の取扱い)

第7条 本事業の実施に伴い取得した個人情報は、本事業以外に使用せず、法令に基づき適正に取り扱うものとする。

(協議)

第8条 本事業の実施に関して、本協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、解決を図るものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日の翌日から令和11年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が個別の民間事業者との間に締結した廃食油の回収に係る契約の有効期間は、乙がその民間事業者との間において決定する。

(協定の見直し)

第10条 本協定の内容に変更が生じた場合、または協定の目的が達成困難となった場合は、甲乙が協議の上、見直しすることができる。

(協定書の保管)

第11条 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、篠栗町電子契約実施要綱(令和7年要綱第29号)第2条第1号に規定する電子契約(以下「電子契約」という。)を締結する場合は、発注者及び受注者が合意の上電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

(特記事項)

第12条 電子契約を締結する場合において、契約書に記載の契約締結日までに電子署名が施されないときは、発注者と受注者の協議により、当該締結日から電子署名までに行われた行為は本契約に基づくものとして取り扱うものとする。

令和8年4月 日

甲 福岡県粕屋郡篠栗町中央一丁目1番1号
篠栗町
篠栗町長 三浦 正

乙 (住所)
(団体名)
(代表者名)

別紙

集積拠点

番号	拠点名	住所
①	篠栗町〇〇	篠栗町〇〇